

# セーフティネット融資

## 中小企業下支え資金（経営改善・再生支援強化型）要綱

### 1 目的

この融資制度は、国の全国統一制度「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の対象であり、多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響等を受けている中、早期の事業再生に向けた取組を促すため、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）及び組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ）で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、以下に掲げるいずれかの計画（注1）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの。

#### （1）法第53条第1項に規定する計画

ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画

#### （2）経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第32条第1号に規定する計画

ア 特定認証紛争解決手続（法第2条第22項に規定）に従って作成された事業再生計画

イ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画

ウ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画

エ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画

オ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画

- カ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- キ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画
- (3) 施行規則第32条第2号に規定する計画  
独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (4) 施行規則第32条第3号に規定する計画  
経営サポート会議（保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画
- (5) 施行規則第32条第4号に規定する計画  
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

#### 4 融資条件

(1) 融資限度額

- ア 有担保の場合 2億円以内  
イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の保証利用可能額の範囲内とする。

(2) 融資利率 金融機関の所定金利（変動金利・固定金利）

(3) 融資期間 10年以内

ただし、特に必要と認められた場合は、15年以内とすることができるものとする。

(4) 返済方法 3の計画に基づくものとする。

なお、分割返済の場合は、必要により3年以内の据置期間を認める。また、融資期間が1年以内の場合は、一括返済を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付

ア 担保 必要に応じて徴求することとする。

イ 保証人 必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。

なお、本制度における経営者保証免除対応（以下「免除対応」（注2）という。）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

## (6) 信用保証料

ア 信用保証料率 責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し、0.8%とする。責任共有制度の対象除外の場合は、保証委託額に対し、1.0%とする。免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。

イ 信用保証料の補助 責任共有制度の対象の場合は0.4%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.6%に相当する額を国が補助する。免除対応により0.2%が信用保証料率に上乗せされている場合には、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

## 5 保証割合

金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。以下同じ。）の方式によるものとする。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合（いずれも保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象除外とする。

- (1) 責任共有制度の対象除外となる既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が保証申込受付した保証であって保証割合が100%保証の保証を含む。）を本制度で借り換える場合
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第12条に規定する経営安定関連保証（同法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に保証協会が保証申込受付し、かつ貸付実行された既往借入金を本制度で借り換える場合

## 6 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫  
商工組合中央金庫

## 7 融資の手続き

### (1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店に限る。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 協議

別に定める企業サポート委員会（以下「委員会」という。）において、計画の作成・決定及び融資の推薦の可否などに係る協議を行うものとする。

### (3) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて6の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）
- イ 試算表等
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 3に規定する計画
- カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- キ 経営者保証免除対応確認書（免除対応を希望する場合）（以下「確認書」という。）
- ク その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

## 8 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関及び認定支援機関の委員会への協議依頼

取扱金融機関及び認定支援機関は、具体的な相談があり、経営改善にこの融資が必要と判断される場合は、委員会に協議依頼を行う。

### (2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、委員会の協議を経て受け付けた提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

### (4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 9 金融機関の責務及び報告

### (1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。

### (2) 事業再生の計画が3に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。

### (3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

### (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が3に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、原則として、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに保証協会が保証申込を受け付けたものとする。
- (4) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (5) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

注1：計画は以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 債権者間の合意がとれているもの
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

注2：次の(1)及び(2)を満たす場合、信用保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

- (1) 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- (2) 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。